

会 員 各 位

労働保険事務組合 福働会中部支部

公印
省略

消費税法改正にともなう、委託手数料変更のご案内

拝啓、貴社益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

このたび、消費税法改正にともなう税率の変更により、2019 年 10 月以降、消費税が 8%から 10%へ引き上げられます。

弊社から会員の皆さまへのご請求額は改正消費税法に準拠し、下記の通りに変更となります。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

●新消費税率の適用

2019 年 10 月以降の委託手数料につきましては、新税率 10%を適用致します。

なお、税抜価格につきましては変更ございません。

委託手数料 2 期分の 10, 11 月分は、下記＜内訳＞のとおり、3 期分にて増税差額分をご請求いたします。

＜内訳＞

1 期 (4, 5, 6, 7 月分)	}	委託手数料 (税抜) × 8%
2 期 (8, 9, 10, 11 月分)		
3 期 (12, 1, 2, 3 月分)・・・委託手数料 (税抜) × 10% + <u>(10, 11 月分)の増税差額分</u>		

以上

【問合せ先】

ご不明な点がございましたらご連絡頂きますようお願い致します。

労働保険事務組合 福働会中部支部

住所：沖縄市山里 3-2-9

TEL：098-933-7060 FAX：098-933-7061